

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律の一部を改正する法律について(改正概要)

---

①平成30年11月1日施行分

---

# 基本理念の創設、国及び国民の責務の整備について

## 国内外における議論

### 2020東京大会を契機とした「共生社会の実現」

○ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）（抜粋）

#### I. 基本的考え方

##### 1. 我々の目指す共生社会（パラリンピックを契機として）

我々は、障害の有無にかかわらず、女性も男性も、高齢者も若者も、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現することを目指している。

### 障害者権利条約の締結や障害者基本法等関連国内法の整備

#### ○「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に係る規定の整備

平成18年 バリアフリー法（現行法）制定

平成23年 障害者基本法改正。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成19年 我が国が障害者権利条約締結

平成25年 障害者差別解消法制定。共生社会の実現、社会的障壁の除去についての規定新設

平成26年 我が国が障害者権利条約批准、障害者権利条約発効

#### ➤ 理念に「共生社会の実現」※<sup>1</sup> 「社会的障壁の除去」※<sup>2</sup> を明確化

#### ➤ 国及び国民の責務※<sup>3</sup> に「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に 対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記

※<sup>1</sup>「共生社会」とは、「障害の有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」のこと

※<sup>2</sup>「社会的障壁」とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと

※<sup>3</sup>地方公共団体は、国の施策に準じた措置を講ずる責務（第5条）

#### 【参考】

##### ○障害者基本法（抄）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…略…等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第四条第二項 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

##### ○障害者差別解消法（抄）

第一条 この法律は、…等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

# 評価会議の開催について

## 背景

### □ バリアフリー施策の検討・評価に当たり、障害者等が自ら参画し、その視点を施策に反映させることが重要

【参考】ユニバーサルデザイン2020行動計画(平成29年2月20日、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)(抜粋)

1. 基本的考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

また、今後、これら施策の検討及び評価に当たっては、障害のある人が委員等として参画することとし、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要である。

【参考】障害者の権利に関する条約(抜粋)

第四条第三項 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

### □ 障害者団体から検討会等において、制度として障害者参画の仕組みを設けるべきとの意見等

【参考】要望団体…認定NPO法人DPI日本会議等

➤ **障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記**

## 出席者

- ・関係行政機関
- ・地方公共団体
- ・高齢者、障害者等(多様な障害特性に配慮した人選)
- ・施設設置管理者(例:公共交通事業者等、道路管理者)
- ・その他の関係者(例:学識経験者)

## 開催頻度、検討テーマ等

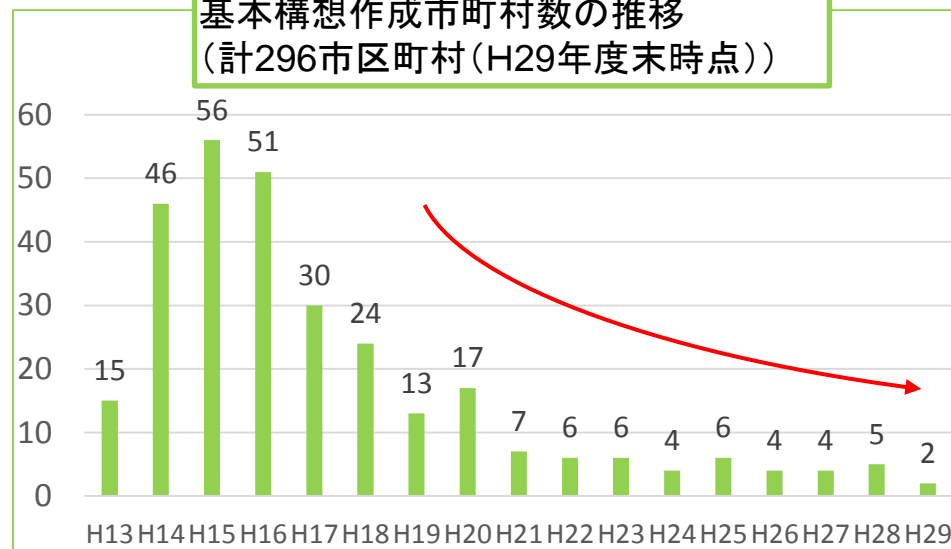
- ・年複数回開催する考え
  - ・高齢者、障害者等から寄せられる要望等に対し、各者の参画による建設的な検討
  - ・地方ブロックにおける開催も重要な検討課題
- ⇒ 高齢者、障害者等とも相談しつつ、具体的な運営を検討

# バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化の必要性

## 現状

- 基本構想は、既存施設を含む各施設等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進し、障害者、高齢者等のシームレスな移動を確保するために重要
- 基本構想の作成は、現在伸び悩み、作成済の市町村の数は2割程度  
(296/1741市区町村)

基本構想作成市町村数の推移  
(計296市区町村(H29年度末時点))



## 課題と対応方針

### ●市町村の基本構想の作成が進まない要因

具体の事業に関する調整が難航

作成のための予算がない

計画作成のノウハウがない

### ●対応方針

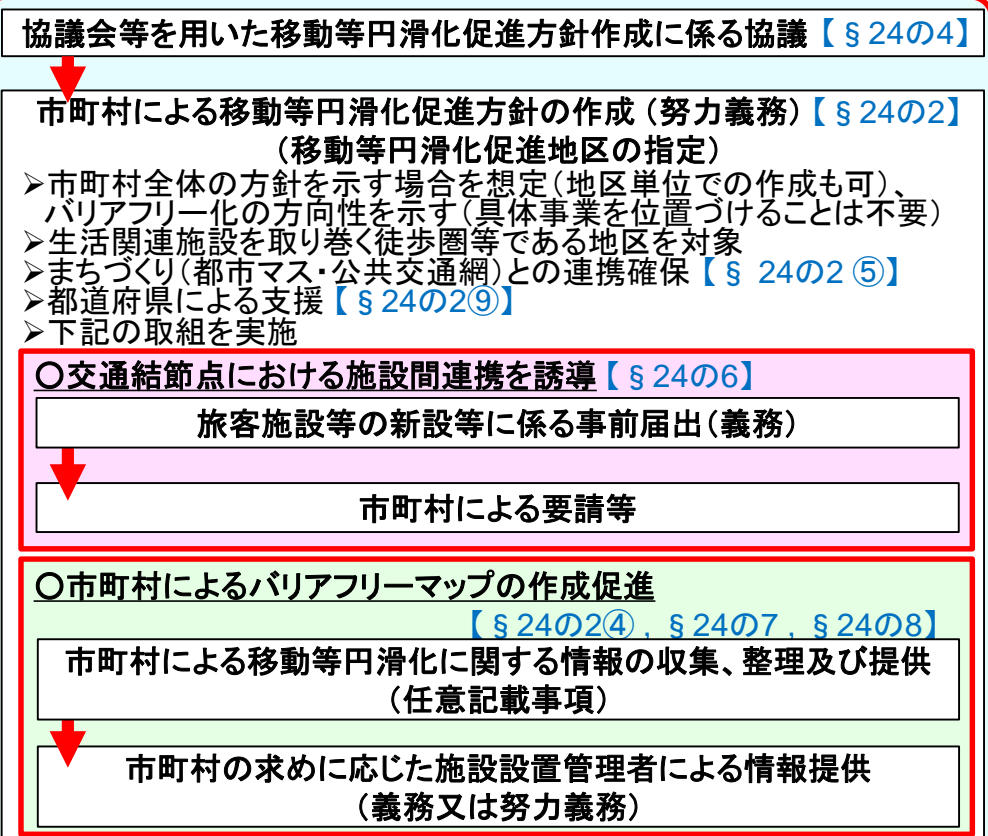
- ・バリアフリー方針の提示
- ・事業者からの施設設置に係る届出により事業に関する調整を容易化

計画の作成経費補助

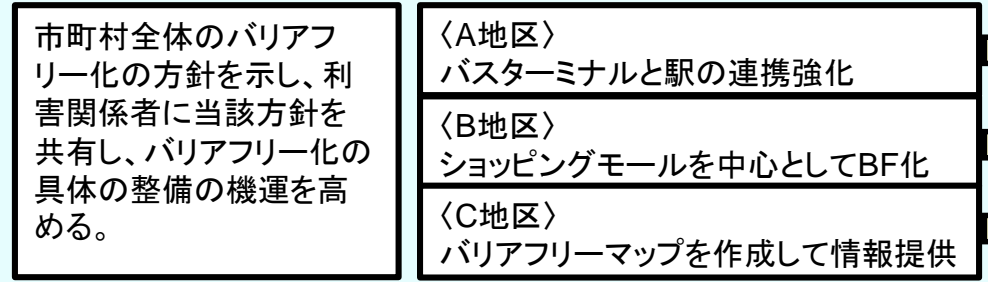
都道府県によるサポート

# バリアフリーのまちづくりに向けた地域連携強化に関する新制度のイメージ

## ■移動等円滑化促進方針制度

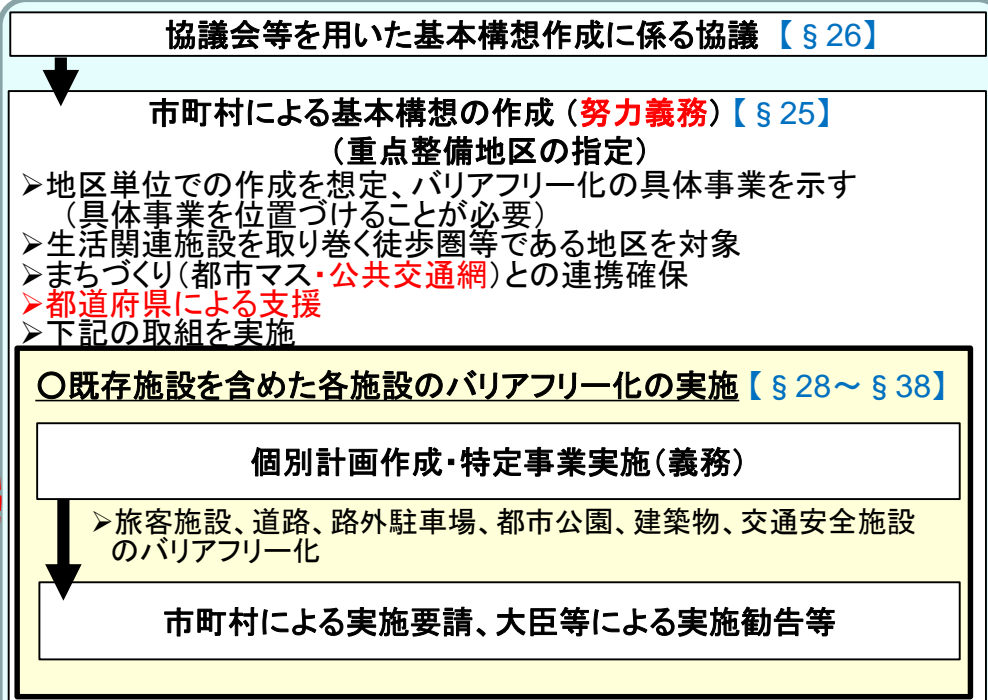


### <移動等円滑化促進方針のイメージ>



## ■基本構想制度

※赤枠内・赤文字：改正事項



※上記の他、移動等円滑化促進方針制度と同様に市町村によるバリアフリーマップ作成促進のための規定を設けることとする。

### <基本構想のイメージ>



概ね5年毎の評価・見直し

# バリアフリー情報提供の強化

## バリアフリー情報提供の意義

- 公共交通機関や建築物等のバリアフリー化は着実に進んできたところではあるが、高齢者、障害者等が安心して外出するためには、どの施設がバリアフリー化されているかの情報を明らかにする必要がある。
- このため、障害者、高齢者等へのバリアフリー情報の提供の促進が必要。

## 道路管理者等による情報提供に係る努力義務

全国において、どこにバリアフリー化された施設があるか明らかにするため、バリアフリー基準への適合義務が課されている施設について、情報提供の努力義務を設ける。

### <概要>

#### ○対象施設

- ・新設等された  
特定道路、特定路外駐車場(500㎡以上)、  
特定公園施設、特別特定建築物(2000㎡以上)※  
※条例により対象に付加されたものも含む

#### ○情報提供の内容

- ・バリアフリー基準へ適合している旨
- ・障害者用トイレ、車椅子用駐車施設の有無

#### ○情報提供の方法

- ホームページ等にて行う。  
(ホームページ等がない場合は、  
問い合わせがあった場合に対応。)

### 【参考】

公共交通事業者等は、現行法上情報提供の努力義務が課されており、現にバリアフリー情報の提供が行われている(路線案内、施設等)。

## 市町村によるバリアフリーマップの作成・提供

高齢者、障害者等のまちなかにおける回遊性の向上のためには、バリアフリーマップが有用である。

このため、市町村がバリアフリーマップを作成する場合に、円滑に情報の収集ができるよう、施設設置管理者の市町村の求めに応じた必要なバリアフリー情報の通知義務等を創設する。

### <概要>

#### ○対象施設

- ・義務: 旅客施設、特定道路
- ・努力義務: 特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

#### ○情報提供の内容

- ・エレベーターの有無
- ・障害者用トイレ、駐車施設の有無や数 等

#### ○市町村のバリアフリーマップの例

The image shows a screenshot of a website for '西武高槻店' (Seibu Takatsuki Store) and a map of Takatsuki City. The website displays various accessibility icons and a table of facilities. The map shows the location of the store in Takatsuki City, with a red circle highlighting a specific location on the map.

施設	なし	あり
入り口幅	なし	90cm
エスカレーター	なし	有
エレベーター	なし	有
点字ブロック	なし	有
点字案内板	なし	有
音声案内	なし	有
手すり	有	有
多目的シート	有	有
洋式便器	有	有
非常呼び出しボタン	有	有
ウォシュレット	有	有

バリアフリーマップの作成例(高槻市)

## ②平成31年4月1日施行分

---



# 法適用対象の公共交通事業者等について

(赤字・赤枠が今回法適用対象に追加する事業者。()内の数字は全事業者数。)

## 鉄道



鉄道事業者(約190)



軌道経営者(約40)

## バス・タクシー



路線バス(定期運行)  
(約750)



タクシー事業者  
(約53,000)



貸切バス事業者(約4,500)

[ リフト付きバス: 約1%(約50,000両中) ]

車椅子対応型の車両を導入する際に、ハードの基準適合を義務付け

## 船舶



一般旅客定期航路  
事業者(約400)



旅客不定期航路事業者(遊覧船等)(約560)

## 航空機



本邦航空運送事業者  
(約70)



航空旅客ターミナル  
管理者(約80)

船型等によりバリアフリー化が困難な船舶は、ハードの基準の適用除外

その他、現行規定上、バスターミナル事業者、旅客船ターミナル管理者等が法適用の対象

# 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- エレベーターやホームドアの整備等、既存の施設を含む更なるハード対策、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



- **ハード対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成**
- **事業者が、ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表を行う制度を創設**

※計画に盛り込むべき項目：施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【施設整備】



【旅客支援】



【情報提供】



【教育訓練】

# ハード・ソフト一体となった取組（ハード・ソフト計画制度）

## 公共交通事業者等の判断基準

国土交通大臣が、以下についてメニューを定めて公表

- 事業者が取り組むべき措置の具体的な内容
- 達成すべき目標
- 計画的に取り組むべき措置

- ・施設・車両等の施設整備
- ・適切な情報の提供
- ・乗降についての介助、旅客施設における誘導等の旅客支援
- ・職員等に対する教育訓練
- ・公共交通事業者等が上記の目標を達成するために整備すべき推進体制等を定めること 等

必要があると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**指導及び助言**

## ハード・ソフト計画制度

※輸送人員数が相当数であること等の要件に該当する者のみ

- 公共交通事業者等が、毎年度、**計画作成**
- I 計画期間
  - II 移動等円滑化の目標
  - III 移動等円滑化に関する措置
  - IV IIを達成するためにIIIと相まって取り組む措置
  - V 前年度計画書との比較
  - VI その他計画に関連する事項

- 公共交通事業者等が、毎年度、**定期報告**
- I 前年度の公共交通移動等円滑化計画の実施状況
    - (1) 計画期間
    - (2) 移動等円滑化の目標の達成状況
    - (3) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
    - (4) (2)を達成するために(3)と相まって取り組む措置の実施状況
  - II 旅客施設及び車両等の移動等円滑化の達成状況
  - III I及びIIを踏まえた課題及び今後の対応見通し

公共交通事業者等が、毎年度、**公表**

移動等円滑化の状況が判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき

国土交通大臣が、公共交通事業者等に対して、**勧告**  
(※旅客施設及び車両等に係る技術水準等の事情を勘案)

勧告に従わなかったとき

国土交通大臣が、**公表**

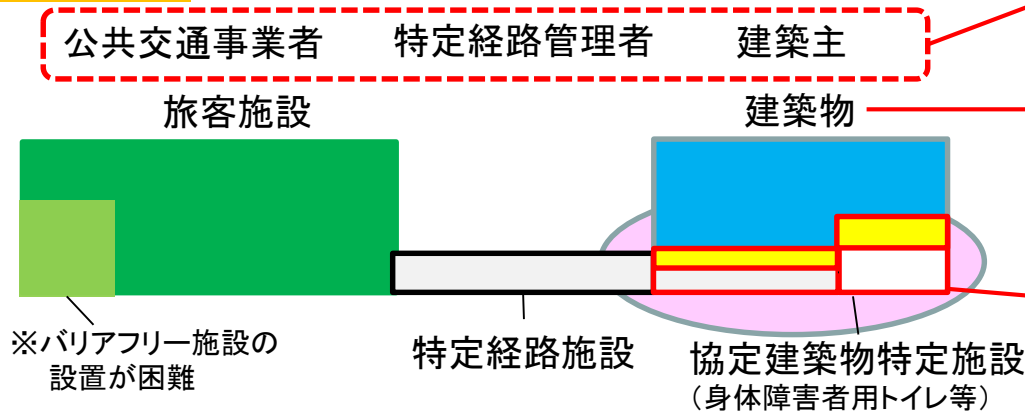
# 近接建築物との連携による既存旅客施設の移動等円滑化について


既存の地下鉄駅等の旅客施設においては、スペースの余裕がないために、バリアフリー等の設置ができない場合が生じている。

→ 近接建築物への通路・バリアフリー整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

## 制度概要

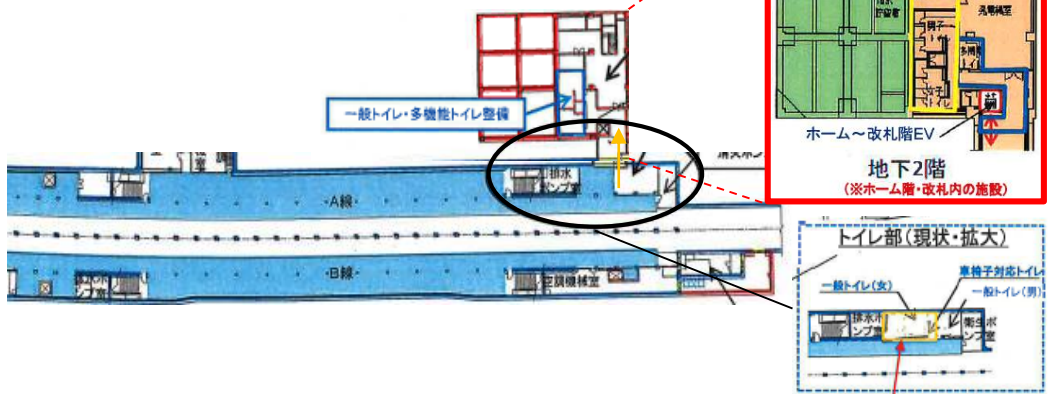
協定を締結



- ① 関係する土地所有者等全員の合意により、建築物特定施設及び特定経路施設に係る協定を締結(承継効付き)
- ② 協定建築物特定施設を含む建築物の建築等及び維持保全に関する計画を作成し、所管行政庁が認定  
※旅客施設についてバリアフリー施設の設置が困難であること等についての大臣認定。
- ③ 協定建築物特定施設を誘導基準に適合させた場合、床面積の増分に対する容積率不算入の特例(協定建築物特定施設のうち増分  部分)

## 制度の活用イメージ

バリアフリー施設の設置が困難な地下鉄駅の例



## 【制度の効果】

### 対交通事業者

スペースに余裕のない地下鉄駅でも、

- ・近接する建築物でバリアフリートイレを整備
- ・そこまでの経路を確保することでバリアフリー化

### 対施設管理者

旅客施設の基準適合のため必要となった建築物内のトイレ・経路等について、**容積率の特例措置(不算入)**